

## 募集 8月から従事 介護認定調査員

町では、平成22年8月から従事できる介護保険認定調査員を募集します。

### ▼資格要件

保健師・看護師または介護支援専門員資格者で、かつ普通運転免許証がありパソコン（エクセル）操作が可能な人。

▼仕事内容 介護認定調査および記録・ケアプラン点検など

▼勤務時間 午前9時～午後4時※調査認定件数が多い時期に、土・日曜日、祝日を除き週に2～3日程度（不定期）

### ▼雇用契約期間

平成22年8月～平成23年3月末

▼募集人数 1人

▼賃金 町臨時職員取扱要綱による

※認定調査の経験がある人を優先的に雇用

▼募集期間 7月5日(月)～23日(金)

▼提出物  
・履歴書  
・資格免許（原本）を確認後コピーし返却します。

▼提出・問合せ先  
役場健康福祉課福祉室介護保険担当 ☎54・3111（内線152）

## 後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日から保険医療機関などの受付で提示していただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「緑色」です。今までの被保険者証は8月以降使えなくなりますので、新しい被

保険者証を7月中にお手元に届くように郵送します。

### 自己負担割合について

来年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の前年

中の住民税課税所得により判定されます。

- ・課税所得145万円以上 3割（現役並み所得者）
- ・課税所得145万円未満 1割

ただし、所得で3割負担に該当する人のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③同一世帯に70歳から74歳の人がある場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

は入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費の窓口負担と食事代等の自己負担が軽減されます。現在、「薄い茶色」の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人は、有効期限が平成22年7月31日までとなっています。引き続き軽減を受けるためには8月中に申請手続きをして、新しい証の交付を受けてください。

### 短期被保険者証の交付

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により通常より有効期間の短い被保険者証（平成23年1月31日期限）を交付する場合があります。

さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付することがあります。



### ▼問合せ先

役場健康福祉課保険室  
☎54・3111（内線157）  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎027・256・7125

## 今月の納税

固定資産税・・・2期  
国民健康保険税・・・1期  
介護保険料・・・1期  
後期高齢保険料・・・1期

納期限 8月2日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

## 期日前投票ができます

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人は期日前投票ができます。

▶期間 平成22年7月10日(土)まで  
※土・日曜日を含む毎日

▶時間 午前8時30分～午後8時

▶期日前投票所 吉岡町コミュニティーセンター 吉岡町大字下野田560(吉岡町役場南側)

▶問合せ先 吉岡町選挙管理委員会 ☎ 54-3111(内線122)

## 参議院議員通常選挙

### 7月11日投票日

吉岡町選挙管理委員会

## 保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。

また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(若年者納付猶予では世帯主は除く)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(若年者納付猶予では全額納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、全額免除以外に承認

された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合には申請が必要です。忘れずに役場健康福祉課または渋川年金事務所へ申請の手続きをしてください。

### ▼問合せ先

役場健康福祉課保険室

☎ 54・3111(内線158)

渋川年金事務所 国民年金課

☎ 22・1607

## 第8・9回特別弔慰金国庫債券、第22回特別給付金国庫債券および第23回特別給付金国庫債券に係る特別買上償還

生活保護法による生活保護を受けている人など一定の条件を

満たす人は、支払期日前に国債の全ての残りの賦札について、

一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

条件、期間などについてはお

問合せください。

▼問合せ先 町民生活課町民サービス室 ☎ 54・3111(内線145)

## 下水道排水設備工事指定店へのお願い

平成20年度の「下水道排水設備工事責任技術者」資格の制度改正により、資格の有効期限が5年と定められ、平成19年度以前に資格を取得した責任技術者は、改正に伴う経過措置としての講習の受講が必要となりました。

4350番および前年度対象者で未受講の人(対象者には自宅へ書類が郵送)

▼申込締切 7月30日(金)

▼受講日 8月27日(金)または9月24日(金)

講習の受講が必要となり、失効となりますので、町内の指定工事店におかれましては、自社の責任技術者の資格更新の状況などにご注意ください。

▼免状番号が2851番から前で未受講の人がいた場合は、お問合せください。

▼問合せ先 役場上下水道課下水道室 ☎ 54・3111(内線507)

▼対象者 免状番号2851

## 船尾滝立入禁止のお知らせ

町では、森林環境保全整備事業水沢上野原線機能回復工事を発注しました。それに伴い工事期間中は、船尾滝への林道が全面通行止めとなっています。

工事完了までの間、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解と協力をよろしくお願いします。

▼通行止め期間 9月末まで